

<変更手続きフローチャート②>

麻薬管理者免許証に関する手続きをしたい

麻薬管理者免許証を

持っていない

持っている

免許証が欲しい

新規申請の
フローチャートへ

自宅住所・氏名
の変更

免許を廃止

その他

後任はいない

後任の者が
麻薬管理者免許
を
取得していない

後任の者が
麻薬管理者
免許を取得
済み

業務所を
廃止

業務所は
継続

事例
・業務所が移転する
・開設者が変わる。
・麻薬を廃棄したい。

麻薬所有
なし

麻薬所有
あり

郵送手続き可能

郵送での手続きができない場合があります
薬務課にお電話ください。Tel 03-5320-4503